

西脇市地区まちづくり実践補助金交付規程

平成19年3月30日告示第41号

改正

平成22年4月16日告示第77号

平成25年3月29日告示第49号

平成26年3月31日告示第48号

平成28年3月31日告示第44号

(趣旨)

第1条 この規程は、地区の特色、資源等を生かした事業や地区の活性化に向けた取組など、地区住民が主体となって、生き生きと暮らすことができる地区からのまちづくりを実践する事業に対し、市が交付する西脇市地区まちづくり実践補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「地区」とは、西脇、津万、日野、重春、野村、比延、芳田及び黒田庄の8地区をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、地区内の各種団体等が一体となった地区推進組織、地区まちづくり委員会等の地区まちづくり推進組織（以下「地区組織」という。）とする。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次のとおりとする。

- (1) 地区まちづくり計画、地域福祉計画等（以下「地区まちづくり計画等」という。）に掲げる事業で、地区の活性化に向けた事業及び特色、資源等を生かしたもの
- (2) 地区まちづくり計画等に掲げる事業以外で、地区の活性化等に向けたもの
- (3) 地区住民の労力提供による整備事業
- (4) その他市長が必要と認めた事業

(補助金の額)

第5条 補助金は、予算の範囲内において、別表第1の左欄に掲げる適用条項の区分に応じ、同表の右欄に掲げる補助率の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 補助対象経費は、別表第2に定めるところによる。

(企画書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする地区組織は、地区まちづくり実践企画書（様式第1号。以下「企画書」という。）を提出しなければならない。

- 2 企画書を提出した地区組織は、申請事業について公開プレゼンテーションを実施しなければならない。ただし、市長が公開プレゼンテーションを実施しないことがやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

(事業の採択)

第7条 市長は、前条の規定による企画書を受理したときは、その内容を審査し、審査結果を地区まちづくり実践企画書(採択・不採択)通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 前項に掲げる審査は、次に掲げる基準によって行うものとする。
- (1) 地区まちづくりに資する事業であること。
 - (2) 公益性の高い事業であること。
 - (3) 事業計画及び予算計画に客観性及び現実性があること。
 - (4) 事業計画の手段に社会的相当性があり、効果が期待できること。
 - (5) 市民活動としての特性が活かされていること。
 - (6) 将来において、自立的に活動できる可能性が期待できること。
- 3 市長は、企画書の採択に当たっては、あらかじめ、西脇市まちづくり推進審議会の意見を聴くものとする。

(補助金の交付手続)

第8条 補助金の交付手続その他必要な事項は、西脇市補助金等交付規則(平成17年西脇市規則第45号)によるものとする。

(活動報告会等への出席)

第9条 補助金の交付決定を受けた地区組織は、市長が活動報告及び地区組織相互の交流、意見交換等をする機会として地区組織交流会を開催する場合には、これに出席し、活動状況を報告するものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
(西脇市コミュニティ活動推進補助金交付規程等の廃止)
- 2 次に掲げる告示は、廃止する。
 - (1) 西脇市コミュニティ活動推進補助金交付規程(平成5年西脇市告示第110号)
 - (2) 西脇市生涯学習まちづくり協議会活動推進補助金交付規程(平成9年西脇市告示第116号)
 - (3) 地区まちづくり計画実践補助金交付規程(平成18年西脇市告示第110号)

示第40号)

(この告示の失効)

3 この告示は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成22年4月16日告示第77号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日告示第49号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日告示第48号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第44号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、交付の日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

適用条項	補助率
第4条第1号	補助対象経費の2分の1以内。ただし、特に必要がある場合にはこれを超えて申請でき、審査においてその必要性が認められた場合には、10分の10までの範囲の補助率を適用できる。
第4条第2号	
第4条第3号	補助対象経費 (原材料費並びに使用料及び賃借料に限る。) の10分の10以内
第4条第4号	市長が必要と認めた額

別表第2 (第5条関係)

項目	内容
賃金	地区協議会を運営する上で必要な事務局職員賃金
報償費	講師謝礼、協力者謝礼等
旅費	講師、出演者等の旅費
需用費	
消耗品費	事業実施に必要な消耗品費
燃料費	作業等に必要な機材、車両等の燃料費
食糧費	講師等の賄い費
印刷製本費	ポスター、チラシ等の印刷費
光熱水費	電気、水道、ガス等
役務費	
通信運搬費	事業の実施、連絡等に必要な郵送料等
手数料	クリーニング、検査手数料等

保険料	傷害保険、損害保険等
使用料及び賃借料	機器借り上げ料、会場使用料等
原材料費	事業に直接要する原材料費
※ 上記にない経費については、別途協議して決定する。	

西脇市市民提案型まちづくり事業補助金交付規程

平成23年3月31日告示第36号

(趣旨)

第1条 この規程は、市民活動団体が自主的、自発的に行うまちの魅力を高める又は社会的課題を解決する公益的な事業に対し、市が交付する西脇市市民提案型まちづくり事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、「地区」とは、西脇、津万、日野、重春、野村、比延、芳田及び黒田庄の8地区をいう。

(補助事業等)

第3条 補助事業の種類、補助対象事業の要件及び補助対象団体の要件は、別表第1に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは補助の対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業及び団体
- (2) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする事業及び団体
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業及び団体
- (4) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職にある者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦し、又はこれらに反対することを目的とする事業及び団体
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制下にある団体
- (6) 国、県、市及び市の外郭団体から他に補助金等を受ける事業（団体の運営について補助を受ける場合を含む。）

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費のうち別表第2に定める経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは補助の対象としない。

- (1) 補助団体の事務所等を維持するための経費
- (2) 補助団体の経常的な運営に要する経費
- (3) 補助団体の会員に対する謝金、食糧費等
- (4) 他の団体等への補助又は給付を目的とする経費
- (5) 領収書等により補助団体が支払ったことが明確に確認できない経費

(6) その他事業実施に直接かかわらない経費及び社会通念上適切
と認められない経費

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表第1に定めるところにより、市長が認める額とする。

2 補助金の交付回数の限度等は、別表第1に定めるところによる。

(企画書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする市民活動団体は、西脇市市民提案型まちづくり事業企画書(様式第1号。以下「企画書」という。)に実施団体概要書(様式第2号)、会員名簿(様式第3号)、その他市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

2 企画書を提出した市民活動団体は、市が実施する公開プレゼンテーションに出席し、企画事業の提案説明を行わなければならない。ただし、市長が公開プレゼンテーションを実施しないことがやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(事業の採択)

第7条 市長は、前条第1項に規定する企画書を受理したときは、別表第3に定める審査基準により、その内容を審査し、審査結果を西脇市市民提案型まちづくり事業企画書(採択・不採択)通知書(様式第4号)により、当該市民活動団体に通知するものとする。

2 市長は、企画書の採択に当たっては、あらかじめ、西脇市まちづくり推進審議会の意見を聴くものとする。

(補助金の交付手続)

第8条 採択の通知を受けた市民活動団体は、補助金の交付申請手続を行うものとする。

2 補助金の交付手続その他必要な事項は、西脇市補助金等交付規則(平成17年西脇市規則第45号)によるものとする。

(活動報告会等への出席)

第9条 補助金の交付決定を受けた市民活動団体は、市長が活動報告及び市民活動団体等相互の交流、意見交換等をする機会として、活動報告会を開催する場合には、これに出席し、活動状況を報告するものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成26年3月31日告示第49号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、交付の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第46号）

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の西脇市市民提案型まちづくり事業補助金交付規程別表の規程については、施行日以後に初めて補助金の交付申請を行う団体に対する補助金の交付について適用し、改正前の西脇市市民提案型まちづくり事業補助金交付規程の規程による交付を受けていた団体に対する施行日以後の補助金の交付については、なお従前の例による。

別表第1（第3条、第5条関係）

補助対象事業の要件	次の要件を全て満たすこと。 (1) 市全域又は複数の地区を対象に実施する事業若しくは市内で成果を得るために不可欠な市外で実施する事業 (2) 自主的、自発的に行う非営利で公益的な事業
補助対象団体の要件	次の要件を全て満たすこと。 (1) 市内に在住、在勤又は在学する5人以上の会員（市内に事務所を有する団体を含む。）で組織された団体 (2) 継続的な活動が期待できる団体 (3) 市内を主たる活動の場としている団体
補助金の額	30万円を上限とし、かつ、補助対象経費の10割以下の額で、市長が必要と認めた額
補助金の単位	補助金の額は千円単位（千円未満切り捨て）とする。
交付回数等の限度	(1) 補助金は1年度1団体1事業のみとする。 (2) 同一団体に対する補助金の交付は、3回を限度とし、毎年度申請に基づく審査により決定する。

別表第2（第4条関係）

項目	内容
報償費	講師謝礼等
需用費	
消耗品費	事業実施に必要な消耗品費

燃料費	事業実施に必要な機材、車両等の燃料費
食糧費	講師等の賄い費
印刷製本費	ポスター、チラシ等の印刷費
役務費	
通信運搬費	事業の実施に必要な郵送料等
手数料	クリーニング、検査手数料等
保険料	事業実施のために加入するボランティア保険、行事保険等
使用料及び賃借料	機器借り上げ料、会場使用料等
※ 上記にない経費については、別途協議して決定する。	

別表第3（第7条関係）

No.	項目	内容
1	公益性	公共の利益につながる事業であること。
2	必要性	市民ニーズや社会状況等に即した事業であること。
3	発展性・波及性	将来、その活動が広く市民に支持され発展していく可能性があること。 他に波及効果を及ぼすことが期待できること。
4	先駆性・獨創性	先駆性、獨創性、専門性など、提案内容に特色や工夫があること。
5	自立性	補助金だけに頼らず、自己努力による資金確保を行うなどの自立意識が認められること。
6	実現性	実行可能な方法、スケジュール、予算で事業計画が立案されていること。